

文学部

■ 国語教育学科 教職課程受講条件

受講許可基準	第1 セメスター	入学時に「国語教員養成コース」を選択し、かつ、入学後に受講申請書を期日までに提出していること
	第2 セメスター 終了時	累積GPA2.30以上であること
継続判定基準	第4 セメスター 終了時 (※)	① 累積GPA2.50以上であること ② 国語教育学科履修条件(進捗チェック)を満たしていること
	第6 セメスター 終了時 (※)	① 累積GPA2.50以上であること ② 国語教育学科履修条件(進捗チェック)を満たしていること ③ 教育実習(事前指導)で「P」評価を得ていること ④ 「教育実習」「教職実践演習」以外の「教職に関する科目」の必修科目を修得済みであること

※ 第4 セメスター・第6 セメスター終了時に基準を満たせなかった場合は、「国語教員養成コース」を継続することは可能だが、教育実習を行うことができず、卒業時に教員免許状を取得することができない。

■ 英語教育学科 教職課程受講条件

受講許可基準	第1 セメスター	入学時に「英語教員養成コース」を選択し、入学後に受講申請書を期日までに提出していること(1)
	第2 セメスター 終了時 (2)	① ELF102までの単位を修得していること ② 累積GPAが2.00以上であること
継続判定基準	第6 セメスター 終了時 (3)	① TOEIC® L&R700点以上(あるいはIELTS5.5、TOEFLiBT70、英検準1級以上)を取得していること。あるいは、累積GPAが2.40以上であること ② 教育実習(事前指導)で「P」評価を得ていること ③ 「教育実習」「教職実践演習」以外の「教職に関する科目」の必修科目を修得済みであること

- (1) 「教職課程の受講登録・継続申請」については8頁を参照。第3セメスター以降に教職課程の受講を開始することを希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
- (2) 第2セメスター終了時にELFコミュニケーションコースから英語教員養成コースにコース変更する場合、この継続判定基準を満たしていることが必要である。なお、コースを変更すると卒業要件が変わるので注意すること。
- (3) 第6セメスター終了時にこの継続判定基準を満たした者は、第7セメスター以降に教育実習を行うことができる。基準を満たせなかった場合は、教育実習を行うことができず、卒業時に教員免許状を取得することができない。

教科に関する科目

■ 中学校教諭 1 種免許状

■ 高等学校教諭 1 種免許状

国 語

文学部 国語教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	20	○日本語学	2	20	
		日本語学演習	2		
		日本語文法論Ⅰ	2		
		日本語文法論Ⅱ	2		
		日本語音韻論	2		
		日本語語彙論	2		
		日本語学研究	2		
		日本語史	2		
国文学 (国文学史を含む。)	20	○日本文学概論	2		
		○日本文学史	2		
		日本近代文学演習	2		
		日本近代文学研究	2		
		日本古典文学演習	2		
		日本古典文学研究	2		
漢文学		○漢文学	2		
書道 (書写を中心とする。)		○書写	2		中 1 種免のみ*
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕 ○印は必修科目

* 高等学校教諭 (国語) 1 種免許状を取得する場合に、「書写」は、高等学校教諭 (国語) 1 種免許状取得のための「教科に関する科目」ではないため「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。